

広島県消防広域化推進計画の修正計画について

1 「広島県消防広域化推進計画」(平成20年3月策定)の概要

(1) 概要

広島県(以下「県」といいます。)では、平成20年3月に「広島県消防広域化推進計画」(以下「推進計画」といいます。)を策定しました。

(2) 策定後の進捗状況(北部及び東部は計画策定時点で完了)

一部の地域において、広域化や消防指令業務の連携協力は行われましたが、広域化によるメリットが見えにくい等の理由でほとんど進んでいない状況です。

2 国の方針

消防力の維持・強化には広域化が最も有効な手段であるとした考え方の下、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第4号)」の一部改正を行い、この中で次のような都道府県の役割等が示されました。

(1) 平成30年度中※に推進計画を見直すこと。

(2) 消防職員50人以下の消防本部については可能な限り消防広域化重点地域に指定すること。

(3) 広域化前のステップとして、消防指令センター等の連携・協力に取り組むこと。

※ 県において令和2年中に見直し検討となることについて消防庁了承済み

3 県の取組

検討会等を設置し消防の広域化及び連携・協力について、検討協議を行いました。

(1) 平成31年4月に「広島県消防広域化検討委員会」(以下「検討委員会」といいます。)を設置しました。

(2) 以降、検討委員会の下に置かれた「検討会」で6回、当該検討委員会で3回の協議を経て、推進計画を一部修正し、県知事決裁の後、令和2年11月に「広島県消防広域化推進計画の修正計画について」を県議会に報告しました(資料1)。

4 主な修正内容等

(1) 広域化市町の組合せ

単独消防、現行体制の維持、全県一区など意向が分かれていることから、現推進計画の5ブロックを継続することとした(資料2)。

(2) 消防の連携・協力の推進

高機能消防指令センターの共同整備・運用など連携・協力の推進を現推進計画に位置付けて取組を推進する。

(3) 県の役割の明確化

県がリーダーシップをとりニーズの把握等に努め、広域化の検討を続けていく。また、消防事務の一部の連携・協力については、広域化の起点となることから、関係市町(消防本部)間の検討・協議に参画し、積極的に支援していく。

5 呉市の対応方針

消防業務は、市民生活に直結したものであり、市の行政区域と一致していることで市民の安心安全を確保できるものと考えています。

このような考え方の下、呉市の実情に鑑みると広域化によるメリットが少ないと考えられること、加えて、呉市は推進計画において中南部ブロックに位置付けられています。当該ブロックに属する他の市町（東広島市（竹原市及び大崎上島町の消防事務を受託）及び江田島市）においても更なる広域化の希望がないことから、現行体制の維持を希望してきたところです。

今回の推進計画の一部修正において、現推進計画の5ブロックが維持されることから、こうしたこれまでの方針を変更することなく維持していきます。

なお、消防指令センターの共同運用など、「消防事務の一部の連携・協力の推進」については呉市にメリットがある限り、前向きに研究していきます。

広島県消防広域化推進計画の修正計画について

〔 令和 2 年 11 月 19 日
消 防 保 安 課 〕**1 趣旨**

「広島県消防広域化推進計画」(平成 20 年 3 月策定)について、平成 30 年 4 月の国の基本指針(「市町村の消防の広域化に関する基本指針」等)の一部改正により、都道府県における推進計画の見直しの検討が示されたことなどを踏まえ、本県の消防の広域化及び連携・協力を推進するため、広島県消防広域化検討委員会(平成 31 年 4 月設置)において、見直しを検討し、この度、現計画の「修正計画」を策定した。

2 見直しに向けた検討経過等

別紙のとおり

3 消防の広域化の必要性

人口減少社会の到来や高齢化が進展する中で、将来にわたって、市町の消防体制の整備及び確立を図るためには、消防の広域化による、「災害発生時における初動対応の強化」、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「高度な資機材の計画的な整備」など様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

4 修正計画のポイント**(1) 広域化対象市町の組合せ**

現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続ける。

○見直し検討の結果、広域化対象市町の組合せ(「5ブロック」)を見直すべきという共通認識には至っていないことから、現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続けていくとともに、広域化の検討の具体的な取組として、消防の連携・協力を推進していくことにより、広域化につなげていく。

また、本県の将来像についても、長期的視点に立った将来像の検討を続けていく。

○国の基本指針において、特定小規模消防本部(消防職員数 50 人以下の消防本部)などを、他の広域化対象市町よりも先行して集中的に広域化を推進することとされた、消防広域化重点地域の指定については、広域化の機運が高まり、組合せや方針が具体化した段階で、計画を変更し、指定する。

(2) 消防の連携・協力の推進

消防の連携・協力の推進を計画に位置付けて取組を推進する。

○取組項目の例として、

- ・高機能消防指令センターの共同整備・運用
- ・消防艇・救急艇の共同整備・運用

などが考えられ、その他の連携・協力についても必要に応じて取り組む。

(3) 県の役割

県がリーダーシップをとって、消防の広域化の検討及び連携・協力を推進する。

○現計画の「市町(消防本部)からの要請に基づき進めていく」という方法ではなく、県がリーダーシップをとって、ニーズの把握等に努め、消防の広域化の検討及び連携・協力を推進していく。

広島県消防広域化推進計画の見直しに向けた検討経過等について

令和2年11月19日
消防保安課

1 現計画

(1) 概要

平成20年3月に、県内5ブロックでの広域化を目標とした現計画を策定

(2) 広域化、連携・協力の進捗状況

北部及び東部については、計画策定時点で広域化完了

- 平成21年4月 竹原市及び大崎上島町が消防事務を東広島市に委託する形で中南部ブロックの一部が広域化（14消防本部から13消防本部となった。）
- 平成26年4月 尾道市消防局及び三原市消防本部（世羅町を含む）が通信指令業務の共同運用を開始（連携・協力）

(3) 課題

住民サービスの低下、財政負担の増加、消防本部間の調整の困難さ等への懸念がある一方、直ちに広域化すべきメリットが見えにくいこと等の理由により、現計画に基づく広域化は進んでいない。

2 国の方針（概要）

平成30年4月1日付で、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針」が一部改正されるとともに、広域化の推進期限が平成30年4月1日から平成36年4月1日まで延長された。他の主な改正点は次のとおり。

- (1) 原則として平成30年度中（※）に消防広域化推進計画を見直すこと。
 - (2) 消防職員数50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については可能な限り消防広域化重点地域に指定すること。
 - (3) 広域化までのステップとして、消防指令センター等の共同運用（連携・協力）に取り組むこと。
 - (4) 国は、今後、広域化や連携・協に伴う施設・設備整備費等に対して財政支援措置を優先する。
- ※ 令和2年の見直し検討となることについて国了承済み。

3 見直しに向けた検討経過

- (1) 平成31年4月に「広島県消防広域化検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、第1回検討委員会（平成31年4月23日開催）において、現計画の見直しの検討及び今後の調査・検討の進め方について決定
- (2) 検討委員会の下に置かれた「検討会」を4回開催し、各市町（消防本部）の意向を踏まえ検討・協議を実施

【検討・協議結果（概要）】

単独消防、現行体制の維持、現計画の「5ブロック」、全県一区などを支持する意向に分かれており、現計画を見直すべきという共通認識には至らなかったことから、

- ① 現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続ける。
 - ② 広域化の検討の具体的な取組として、県がリーダーシップをとって、消防の連携・協力を推進していく。等を「見直し方針案」とする。
- (3) 第2回検討委員会（令和2年7月22日開催）において、「見直し方針」を決定
今回の見直し検討は、「現計画の一部修正」という方向性となった。
 - (4) 以後、「検討会」を2回開催し、「見直し方針」に基づく修正計画案（現計画の一部修正案）について、各市町（消防本部）の意向を踏まえ検討・協議を実施
 - (5) 第3回検討委員会（令和2年10月16日開催）において、「修正計画案」を決定

広島県消防広域化推進計画

平成20年3月

(令和2年11月一部修正)

—広島県—

目 次

I	消防広域化推進計画の一部修正の経緯等	1
II	見直しに向けた検討経過	2
III	市町の消防の現況及び将来見通し	3
1	消防を取り巻く環境	3
(1)	災害や事故の多様化及び大規模化	3
(2)	人口減少時代への突入と少子高齢化	3
(3)	市町の財政状況	3
(4)	救急需要の増加	3
(5)	救急業務の高度化	4
(6)	防火対象物の大規模化, 多様化	4
(7)	住宅防火対策の推進	4
(8)	危険物対策の強化	4
(9)	国民保護体制の充実強化	5
(10)	緊急消防援助隊の充実強化	5
(11)	消防救急無線の広域化, 共同化の推進及び消防指令センターの共同運用	5
(12)	消防団の充実強化	6
(13)	自主防災組織の充実強化	6
2	県内消防本部の現況	7
(1)	消防本部数	7
(2)	人口規模及び管轄面積	8
(3)	消防職員	8
(4)	消防車両等	9
(5)	消防費の決算状況	9
3	消防本部における消防・救急体制	10
(1)	火災概況	10
(2)	救急業務	10
(3)	予防業務	11
(4)	通信業務	12
4	将来見通し	13
(1)	10年後, 20年後の署所管内の人口と年齢構成の推計	13
(2)	将来の消防(火災及び救助)・救急需要の推計	14
IV	自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的事項について	15
1	消防の広域化の必要性	15
2	広域化による効果	15
3	広域化シミュレーション調査	16
V	広域化対象市町の組合せ	17
1	本推進計画における組合せ	17
2	消防広域化重点地域の指定	17
3	地域ブロック別の状況	18
VI	消防の連携・協力の推進について	21
1	意義	21
2	連携・協力対象市町の指定	21
3	取組項目	21
VII	消防の広域化を推進するための県の役割について	22
1	県の役割	22
(1)	市町に対する県の関わり	22
(2)	住民及び関係者に対する情報提供, 普及啓発等	22
VIII	広域化後の消防の円滑な運用の確保について	23
1	広域化後の消防の体制整備	23
2	構成市町等間の関係	23
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	23
(1)	組合の方式による場合	23
(2)	事務委託の方式による場合	23
IX	市町の防災に係る関係機関相互間の連携について	24
1	消防団との連携の確保	24
2	市町防災担当部局との連携の確保	24
	参考資料	25

広島県消防広域化推進計画

I 消防広域化推進計画の一部修正の経緯等

本県では、平成19年7月に「広島県消防広域化検討委員会」を設置し、県内の消防力の現状と課題を踏まえ、消防の広域化による様々なスケールメリットを活かした、消防サービスの向上が期待できる市町の組合せ等について検討を進め、今後の消防広域化を円滑に進めるためのビジョンとして、平成20年3月に、県内「5ブロック」での広域化を目標とした「広島県消防広域化推進計画」（以下、「本推進計画」という。）を策定しました。

その後、本推進計画に基づく取組として、平成21年4月に東広島市が竹原市及び大崎上島町から消防事務を受託したことによる広域化と、平成26年4月に尾道市消防局と三原市消防本部による通信指令業務の共同運用が実現しましたが、多くの市町においては、消防の広域化への機運はなかなか高まらない状況でありました。

こうした中、平成29年4月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が示され、広域化が最も有効な方策であり積極的に進めていくとした上で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することとされました（平成30年4月一部改正）。

また、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）が一部改正され、広域化の推進期限が平成30年4月1日から令和6年4月1日まで延長されるとともに、市町村が自ら考える今後のあるべき姿と消防力等の分析を踏まえ、都道府県は人口や消防需要等の現状把握と将来予測に基づき、消防のあるべき姿を再検討し、「消防広域化推進計画」を見直すこと等が求められました。

これを受けて、本推進計画について必要な見直しを行うため、平成31年4月に改めて「広島県消防広域化検討委員会」を設置し、10年後、20年後の消防・救急需要の推計と現状の比較や広域化による出動範囲等の変化とメリットが生じる地域、住民数の試算などのシミュレーションを行い、県全体の目指すべき消防の姿、消防の広域化や連携・協力の具体策等について、各市町、消防本部の意見を踏まえて検討・協議した結果、本推進計画の広域化対象市町の組合せを見直すべきという共通認識には至りませんでした。

このことから、本推進計画の基本である「5ブロック」の組合せを継続し、広域化の推進に向けた検討を続けていくこととし、広域化の検討の具体的な取組として、県がリーダーシップをとって、消防の連携・協力を推進していくことにより、広域化につなげていくことなどを盛り込むとともに、県内消防本部の現状等について必要な時点修正等を行い、概ね、10年後、20年後を見通したものとして、令和2年11月、本推進計画を一部修正しました。

II 見直しに向けた検討経過

- 平成31年4月12日：「広島県消防広域化検討委員会」設置
- 平成31年4月23日：第1回「広島県消防広域化検討委員会」開催
本推進計画の見直しの検討及び今後の調査・検討の進め方について決定
- 令和元年9月12日：第1回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催
 - 1 本推進計画の見直しの検討及び今後の調査・検討の進め方について再確認
 - 2 シミュレーション調査の結果（将来人口推計，消防・救急需要推計）を提供
 - 3 消防の連携・協力について，検討事項（案）（取組項目，取組方針等）を提示
- 令和元年10月：消防の連携・協力に係る意向確認調査（各市町，消防本部）
- 令和元年11月20日：第2回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催
 - 1 シミュレーション調査の結果（消防力推計，人員配置・人件費シミュレーション，広域化による到達時間短縮効果）を提供
 - 2 消防の連携・協力について，意向確認調査の結果を踏まえた，「取組の進め方（案）」を提案
- 令和元年11月：消防の広域化及び連携・協力に係る意向確認調査（各市町，消防本部）
- 令和元年12月25日：第3回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催
 - 1 シミュレーション調査の結果（広域化による到達時間短縮効果の各消防本部別詳細図等）を提供
 - 2 消防の連携・協力について，意向確認調査を踏まえた県の方針及び「取組の進め方（案）」を提案し，推進計画に盛り込むことについて協議
 - 3 消防の広域化について，意向確認調査を踏まえた検討事項（案）（広域化の組合せ，将来像，広域化重点地域の指定）を提示
- 令和2年3月5日：「広島県消防広域化推進計画の見直し方針（案）」、「推進計画一部修正イメージ案」及び「広域化による大規模災害時におけるメリット」を提示（各市町，消防本部）
- 令和2年3月：第4回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催（書面開催）
令和2年3月5日付けで提示した「広島県消防広域化推進計画の見直し方針（案）」（表現を若干修正）について，書面により意向を確認
- 令和2年7月22日：第2回「広島県消防広域化検討委員会」開催
「広島県消防広域化推進計画の見直し方針」及び今後の検討の進め方について決定
- 令和2年8月21日：第5回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催
「広島県消防広域化推進計画の見直し方針」に基づく「修正計画案」（本推進計画の一部修正）について協議を実施
- 令和2年9月15日：第6回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」開催
第5回「消防の広域化及び連携・協力に係る検討会」における検討・協議結果を踏まえ修正した，「修正計画案」（本推進計画の一部修正）について協議を実施
- 令和2年10月16日：第3回「広島県消防広域化検討委員会」開催
「広島県消防広域化推進計画の修正計画案」について決定

Ⅲ 市町の消防の現況及び将来見通し

1 消防を取り巻く環境

(1) 災害や事故の多様化及び大規模化

近年の災害や事故は、平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号による災害などの風水害、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震などの地震災害、令和元年に京都府京都市伏見区で発生した爆発火災など、多様化及び大規模化の傾向にあります。これらの災害や事故は、一度に多数の部隊や資機材の投入、更には高度な資機材が必要となり、単一の消防本部では対応が困難な状況となっています。

(2) 人口減少時代への突入と少子高齢化

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来人口は減少すると予測されています。

広島県においても、平成27年(2015年)の国勢調査結果では284万人の総人口が、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「都道府県別将来推計人口」によると、令和7年(2025年)には276万人に、30年後の令和27年(2045年)には243万人と、41万人もの減少を予測しています。また、平成27年(2015年)の65歳以上の高齢者人口は、78万3千人と総人口の27.5%となっていますが、令和27年(2045年)には35.2%と県民の3人に1人以上が65歳以上と予測されています。

(3) 市町の財政状況

県内市町の平成30年度決算の歳入総額は1兆4,185億円で、前年度と比較して378億円(2.7%)増加し、歳出総額は、1兆3,843億円で、252億円(1.9%)の増となり、平成29年度から2年連続で、前年度と比べプラスとなっています。地方税は4,749億円で、景気回復等により前年度と比較して228億円(5.1%)増加し、地方譲与税は、9,200万円(0.9%)の増、地方交付税が78億円(3.8%)の増となっていますが、地方債現在高が、災害復旧事業債の増加等により、前年度と比較して260億円(1.4%)の増、積立金現在高が141億円(6.1%)の減となるなど、県内市町は依然として厳しい財政状況が続いており、令和2年発生の新型コロナウイルス感染症による影響も懸念されます。

(4) 救急需要の増加

近年、救急出動件数は増加しており、今後も、高齢化・独居化の進展などにより、救急需要は増大し続けることが予想されます。また、平成30年中の平均現場到着所要時間は8.5分と、平成20年中と比較すると1.7分長くなっており、救急出動件数がこのまま増加を続ければ、地域によっては、住民の救急要請に対し迅速な対応を行うことが困難となるおそれがあります。

(5) 救急業務の高度化

平成3年に救急救命士制度が創設されて以来、傷病者の救命率の向上を目指し、救急現場及び搬送途上における応急処置の充実を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大が図られてきました。また、更なるプレホスピタル・ケアの充実の取組としてのメディカルコントロール体制の推進により、心肺機能停止状態の傷病者に対し、平成15年4月から医師の包括的指示による除細動（電気ショック）、平成16年7月から気管挿管、平成18年4月からは薬剤投与（アドレナリンの使用）、平成21年7月から自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用、平成23年8月からビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管、平成26年4月から心肺機能停止前の静脈路確保と輸液及び血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められました。

今後とも、救命率の向上を目指して、地域の医療機関との連携等救急業務の高度化に関する取組について検討するとともに、AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）を使用した応急手当等を行う救命講習の実施等を促進し、一般市民による応急手当の普及を図る必要があります。

(6) 防火対象物の大規模化、多様化

防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、消防法では、防火管理に関する責任体制の明確化、自衛消防力の確保、地震等災害時の対応の明確化等、安全管理や危機対応のあり方に関する規定が設けられています。

特に、多数の者が出入りする大規模な建築物等を対象として、災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置や、地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練の実施など、防災管理上必要な業務の実施が義務付けられています。

また、違反是正や火災原因調査など高度かつ専門的な業務について、職員の専門的能力の向上を図る必要があります。

(7) 住宅防火対策の推進

平成30年中の住宅火災による死者数は、建物火災の死者数の約8割を占めています。また、そのうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経過していることから、維持管理に一層の啓発を図る必要があります。

(8) 危険物対策の強化

近年の危険物施設における事故件数の増加傾向、大規模災害発生による甚大な被害への懸念を踏まえ、平成26年3月に「危険物施設の震災等対策ガイドライン」が策定されるとともに、令和元年8月に危険物の規制に関する規則等の改正が行われました。引き続き、「危険物等事故防止対策実施要領」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策を推進する必要があります。

また、石油コンビナート等特別防災区域は、大量の危険物等が集積している区域であり、ひとたび火災等が発生した場合には甚大な被害となることが懸念されることから、消防法や高圧ガス保安法等の規制に加えて石油コンビナート等災害防止法により、特定事業者に対して自衛防災組織の設置の義務付けや事業所内の施設配置を規制（レイアウト規制）することにより、災害の拡大防止を図ることとしています。

(9) 国民保護体制の充実強化

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が施行され、国、地方公共団体は国民保護計画を作成することとなりました。政府は、平成17年3月に基本指針を閣議決定し、これをもとに、平成17年度中にすべての都道府県において国民保護計画が作成されました。

また、武力攻撃等に関する情報や、地震、津波、気象警報などの緊急情報を住民に速やかに伝達するためのシステムであるJアラートについては、市町村防災行政無線等の自動起動装置の整備が、平成28年度までに全市町村において完了しています。

(10) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために、平成7年6月に創設、平成15年6月の消防組織法の改正により法制化されました。

平成23年3月の東日本大震災を教訓として、登録隊の大幅な増強、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊の新設などの充実強化が図られており、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などの災害発生時に出動し、人命救助活動を行っています。

(11) 消防救急無線の広域化、共同化の推進及び消防指令センターの共同運用

消防救急無線は、電波法関係審査基準の改正により、平成27年度末までにすべての消防本部においてデジタル化が完了しています。また、平成27年度末までに広島市消防局、大竹市消防本部、廿日市市消防本部、江田島市消防本部及び府中町消防本部による消防救急無線の共同整備、並びに尾道市消防局及び三原市消防本部による消防救急無線の共同整備が完了しています。

消防指令センターの共同運用については、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ったり、出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動で出動指令を行うなどの高度な運用により、消防力の向上や人事交流が生まれるなどの効果があり、消防指令センターの更新時期に合わせて推進することとされています。

なお、平成26年4月から尾道市消防局及び三原市消防本部が通信指令業務の共同運用を開始しています。

(12) 消防団の充実強化

消防団は地域に密着した組織として、火災への対応はもちろん、風水害や地震等の大規模災害時の活動の中心となって活躍し、平常時においては住民に対し、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動に従事するなど地域における消防力・防災力の向上においても重要な役割を担っており、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団の役割は、より一層重要なものとなっています。

しかし、近年、団員の高齢化に伴う退団者の増加、若年層人口の減少及び農村・中山間地域人口減少や就業者における被雇用者（サラリーマン）の占める割合が増加するなど、社会経済情勢の変化の影響により、団員を確保することが困難な状況にあり、女性、学生、OB団員などの機能別団員制度の導入等による団員の確保が課題となっています。

(13) 自主防災組織の充実強化

大規模災害時には、県や市町をはじめとする防災機関だけでは対応に限界があり、地域の安全・安心な生活を確保していくため、コミュニティ活動をベースとした地域の防災体制の強化が重要となっています。

自主防災組織は、平常時には、まち歩きなどによる防災マップの作成、住民主導の防災訓練、災害の危険性が高まった時には、連絡網を利用した避難の呼び掛け、高齢者など避難行動要配慮者への避難支援、災害時には、組織が主体となった避難所運営など、平常時から災害時まで、地域の安全確保に向けた様々な活動を行っており、地域の共助の要として、その充実強化がより一層求められています。

2 県内消防本部の現況

(1) 消防本部数

本県では、地方分権の中心的役割を担う基礎自治体の行財政基盤の強化等を図るため、市町村合併を積極的に推進し、平成14年4月に86あった市町村が、平成18年3月には23に再編されました。一方消防本部数も、平成14年4月には19あった消防本部が平成19年3月時点では14消防本部となりました。また、平成21年3月には竹原広域行政組合消防本部が解散し、4月1日から東広島市が当該管轄区域を継承したことにより、現在、13消防本部となっています。

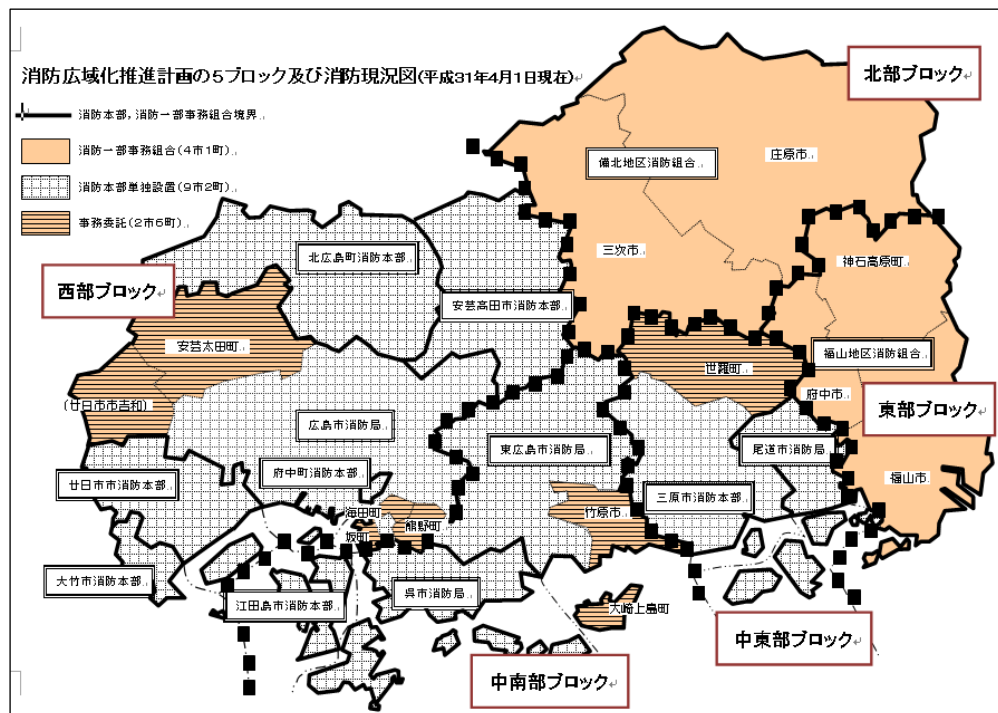
消防本部	構成市町	面積 (K m ²)	管轄人口 (人)	職員数 (人)
広島市	広島市, 海田町, 坂町, 熊野町, 安芸太田町, 廿日市市吉和地区	1,457.31	1,266,291	1,335
呉市	呉市	352.81	228,552	382
三原市	三原市, 世羅町	749.65	112,531	169
尾道市	尾道市	285.11	138,626	206
大竹市	大竹市	78.66	27,865	47
東広島市	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	796.50	227,325	295
廿日市市	廿日市市 (吉和地区を除く)	343.98	114,290	193
安芸高田市	安芸高田市	537.75	29,488	58
江田島市	江田島市	100.71	24,339	70
府中町	府中町	10.41	51,053	59
北広島町	北広島町	646.20	18,918	59
備北地区	三次市, 庄原市	2,024.63	90,615	213
福山地区	福山市, 府中市, 神石高原町	1,095.87	514,097	581
県 計	23市町	8,479.61	2,843,990	3,667

※消防本部：平成31年4月1日現在

面積：平成30年10月1日現在 (平成30年全国都道府県市区町村別面積調)

人口：平成27年10月1日現在 (国勢調査)

職員数：平成31年4月1日現在 (2019年度消防防災・震災対策現況調査)



(2) 人口規模及び管轄面積

本県の人口規模別消防本部数は、管内人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が13本部中6本部で、うち4本部は人口3万人未満となっています。消防庁が進める管轄人口30万人規模の消防本部は現在2本部のみとなっています。

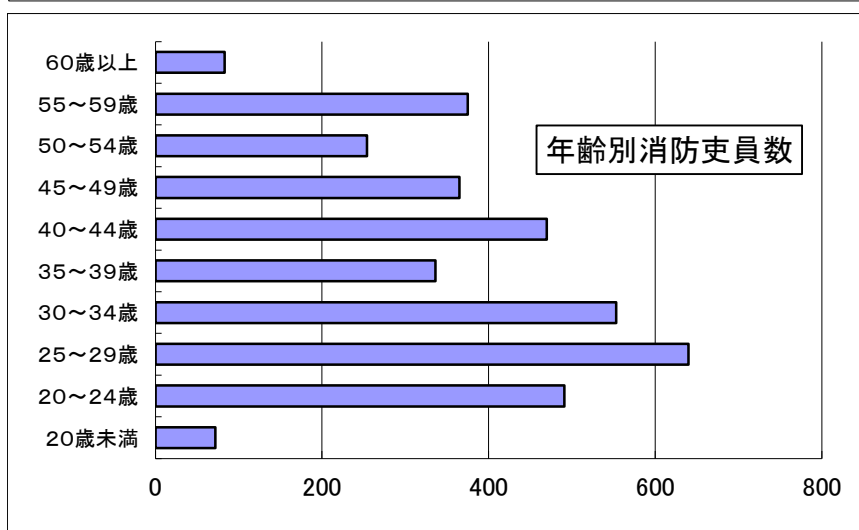
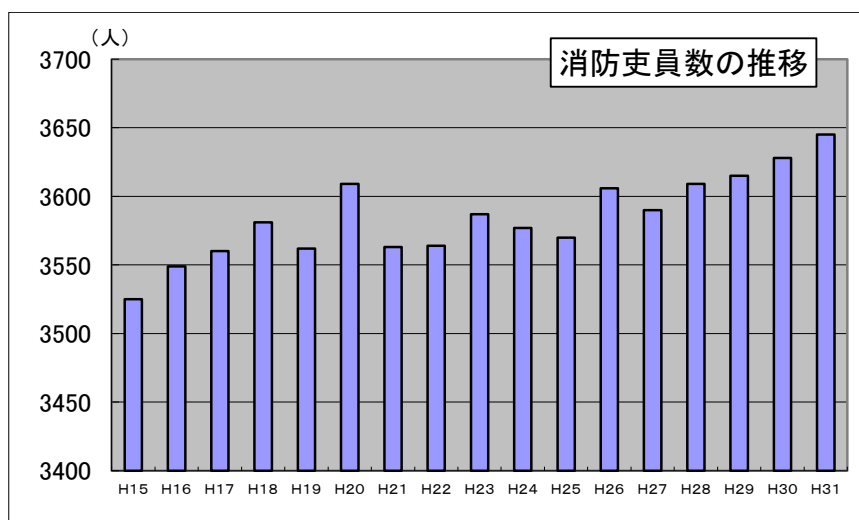
また、管轄面積については、概ね100k㎡未満の消防本部が2本部、1,000k㎡以上の消防本部が3本部となっています。

(3) 消防職員

本県の職員規模別消防本部数は、職員数100人未満の本部数が13本部中5本部で、うち4本部は職員数が50人前後の小規模な職員規模となっています。

消防職員のうち、階級を有し、制服を着用して消防活動等の消防事務に従事する消防吏員の数は消防体制の強化等に伴い年々増加し、平成31年4月1日現在では3,645人となり、前年に比べて17人の増加となりました。

また、消防吏員の年齢構成を見ると、20歳代(31.1%)の構成比が高くなっている反面、50歳代(17.3%)の構成比が低くなっています。なお、平均年齢は、近年は低下が続いており、平成31年4月1日現在では、37.4歳となっています。



(4) 消防車両等

県内における、常備消防の消防車両等の整備状況は次のとおりです。

車両等	区分	平成31年4月1日現在	
		数	単位
消防ポンプ自動車	基準数(A)	184	台
	整備数(B)	181	台
	(B)/(A)	98.4	%
はしご自動車	基準数(A)	34	台
	整備数(B)	28	台
	(B)/(A)	82.4	%
消防艇	基準数(A)	3	台
	整備数(B)	3	台
	(B)/(A)	100.0	%
化学消防車	基準数(A)	24	台
	整備数(B)	22	台
	(B)/(A)	91.7	%
救助工作車	基準数(A)	31	台
	整備数(B)	30	台
	(B)/(A)	96.8	%
救急自動車	基準数(A)	142	台
	整備数(B)	142	台
	(B)/(A)	100.0	%

※基準数は平成31年4月1日現在

(5) 消防費の決算状況

県内市町の消防に係る平成30年度の決算額は約517億円で、その内、常備消防に係る経費が約453億円となっています。

また、県民一人当たりの消防費は約18千円となっています。

(単位:千円)

区分	H30決算額
消防費総額	51,662,017
常備消防費	45,318,711
非常備消防費	4,059,898
消防施設費	1,891,392
水防費	392,016

人口1人当たり消防費	消防本部数
10,000円未満	0
10,000～15,000円未満	2
15,000～20,000円未満	4
20,000～25,000円未満	4
25,000円以上	3

※平成30年度決算に対する人口1人当たり消防費

3 消防本部における消防・救急体制

(1) 火災概況

平成30年中における広島県内の火災概況は、次のとおりです。1年間で881件の火災が発生し、損害額18億4,611万円、死者35人、負傷者116人、焼損棟数628棟、建物焼損床面積22,429㎡、建物焼損表面積1,934㎡、林野焼損面積2,416a、り災世帯数418世帯で、出火率は人口1万人当たり3.1件でした。

平成30年の火災と前年比較

区分	単位	平成30年 A	平成29年 B	増減 A-B	増減率 $\frac{(A-B)}{B} \times 100$	全 国		
						平成30年	増減	増減率
出火件数	件	881	817	64	7.8	37,981	△ 1,392	△ 3.5
建物	〃	426	459	△ 33	△ 7.2	20,764	△ 601	△ 2.8
林野	〃	83	41	42	102.4	1,363	79	6.2
車両	〃	75	63	12	19.0	3,660	△ 203	△ 5.3
船舶	〃	2	2	0	0.0	69	△ 3	△ 4.2
航空機	〃	0	0	—	—	1	△ 5	△ 83.3
その他	〃	295	252	43	17.1	12,124	△ 659	△ 5.2
焼損棟数	棟	628	999	△ 371	△ 37.1	29,962	△ 862	△ 2.8
全焼	〃	153	173	△ 20	△ 11.6	—	—	—
半焼	〃	36	37	△ 1	△ 2.7	—	—	—
部分焼	〃	174	184	△ 10	△ 5.4	—	—	—
ぼや	〃	265	605	△ 340	△ 56.2	—	—	—
建物焼損床面積	㎡	22,429	22,655	△ 226	△ 1.0	1,063,583	△ 6,349	△ 0.6
建物焼損表面積	〃	1,934	3,010	△ 1,076	△ 35.7	117,981	6,677	6.0
林野焼損面積	a	2,416	269	2,147	798.1	60,624	△ 33,184	△ 35.4
死者	人	35	29	6	20.7	1,427	△ 29	△ 2.0
負傷者	〃	116	128	△ 12	△ 9.4	6,114	62	1.0
り災世帯数	棟	418	495	△ 77	△ 15.6	18,180	△ 673	△ 3.6
全損	〃	81	115	△ 34	△ 29.6	—	—	—
半損	〃	30	30	0	0.0	—	—	—
小損	〃	307	350	△ 43	△ 12.3	—	—	—
損害額	千円	1,846,105	1,307,528	538,577	41.2	84,627,241	△ 4,695,426	△ 5.3
建物	〃	1,632,655	1,204,537	428,118	35.5	—	—	—
林野	〃	1,020	467	553	118.4	—	—	—
車両	〃	63,324	52,680	10,644	20.2	—	—	—
船舶	〃	3,592	56	3,536	6,314.3	—	—	—
航空機	〃	0	0	—	—	—	—	—
その他	〃	145,514	49,788	95,726	192.3	—	—	—
出火率 (人口1万人当たり)	—	3.1	2.9	0.2	—	3.0	△ 0.1	—

(2) 救急業務

ア 救急出動件数

平成30年中における県内の救急出動件数は、136,297件で、前年と比較して3,559件、およそ2.7%の増加となっています。これは、県内で1日平均373件、約3分51秒に1回の割合で救急隊が出動したことになります。

イ 搬送人員の状況

平成30年中における県内の救急搬送人員は、119,196人で、前年と比較して1,782人、1.5%の増加となっています。これは、県民の24人に1人が救急隊に搬送されたこととなります。

ウ 収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等への収容に要した時間）の状況

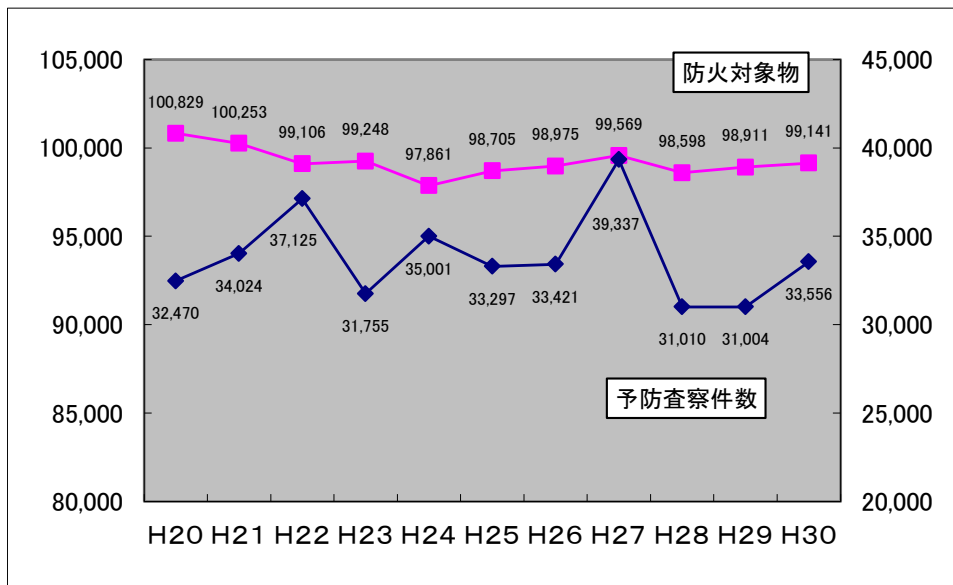
平成30年中の搬送人員119,196人の収容所要時間の状況は、30分以上60分未満が75,382人（63.2%）で最も多く、次いで20分以上30分未満が27,962人（23.5%）となっています。

時間 事故種別	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計
急病	8	1,637	16,543	47,866	6,336	240	72,630
交通事故	1	199	1,959	6,218	1,277	68	9,722
一般負傷	3	373	3,506	11,922	2,356	162	18,322
その他	22	1,403	5,954	9,376	1,660	107	18,522
計	34	3,612	27,962	75,382	11,629	577	119,196

(3) 予防業務

ア 防火対象物

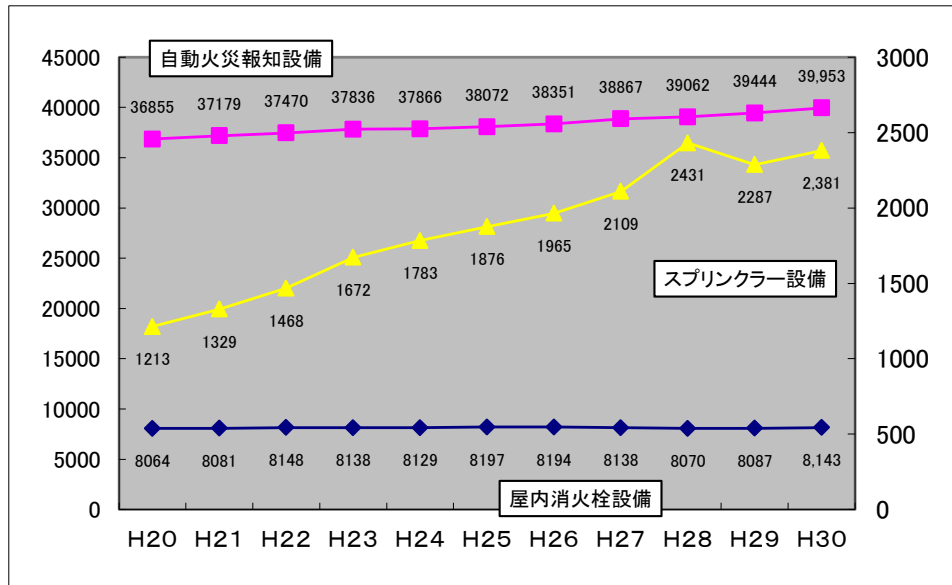
県内の防火対象物の数及び消防機関が消防法に基づき、火災予防のために必要があるときに、防火対象物を立入調査する予防査察の件数の推移は次のとおりで、防火対象物、予防査察件数とも長期的には減少傾向にあります。



イ 消防用設備等

消防法では、防火対象物の関係者は、技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされています。

主要な消防用設備等のうち、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置状況の推移は次のとおりです。



(4) 通信業務

複雑多様化する災害に的確に対応して緊急消防援助隊等広域的な相互応援活動を行うためには、これに対応した広域的な通信基盤の整備が極めて重要な課題となっています。

また、消防救急無線については、電波法関係審査基準（総務省訓令）の改正により、平成27年度末までにデジタル方式への移行が完了していますが、平成29年2月の公正取引委員会の指摘により、既設の消防指令システムと連携して動作する消防救急デジタル無線の設備は特定メーカーの製品のみの場合があることが明らかになりました。

このため、現在、国において、消防指令システムと消防救急無線の間の接続に関する共通インターフェース仕様の検討等が進められています。

4 将来見通し

(1) 10年後、20年後の署所管内の人口と年齢構成の推計

本県の総人口は、平成27年(2015年)国勢調査時(約284.4万人)に比べ、令和12年(2030年)には約268.9万人で、約15.5万人の減少、令和22年(2040年)には約252.1万人で、約32.3万人の減少が見込まれており、全ての消防本部で管轄人口が減少すると推計されています。

また、65歳以上の高齢者人口は、平成27年(2015年)国勢調査時(約78.2万人)に比べ、令和12年(2030年)には約83.1万人で、約4.8万人の増加、令和22年(2040年)には約86.0万人で、約7.8万人の増加が見込まれており、都市部の消防本部で高齢者人口が増加すると推計されています。

なお、令和12年(2030年)には、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が現在の6本部から7本部になると予想されています。

消防本部別推計人口

	平成27年(2015年)				令和12年(2030年)							
	総人口	5歳未満	5~64歳	65歳以上	総人口		5歳未満		5~64歳		65歳以上	
					増減	増減	増減	増減	増減	増減		
広島市消防局	1,266,291	58,084	903,108	305,099	1,257,534	△ 8,757	50,549	△ 7,535	853,745	△ 49,363	353,239	48,141
呉市消防局	228,552	8,050	143,789	76,713	188,180	△ 40,372	5,848	△ 2,202	115,355	△ 28,434	66,977	△ 9,736
三原市消防本部	112,531	4,145	70,305	38,081	94,590	△ 17,941	3,009	△ 1,136	54,403	△ 15,902	37,178	△ 903
尾道市消防局	138,626	4,808	86,422	47,396	116,914	△ 21,712	3,640	△ 1,168	69,420	△ 17,002	43,854	△ 3,542
大竹市消防本部	27,865	1,051	17,511	9,303	23,348	△ 4,517	758	△ 293	13,641	△ 3,870	8,949	△ 354
東広島市消防局	227,325	10,050	160,663	56,612	218,919	△ 8,406	8,774	△ 1,276	148,275	△ 12,388	61,870	5,258
廿日市市消防本部	114,290	4,687	77,872	31,732	112,308	△ 1,982	3,846	△ 841	70,628	△ 7,244	37,834	6,103
安芸高田市消防本部	29,488	960	17,123	11,405	24,192	△ 5,296	735	△ 225	13,053	△ 4,070	10,404	△ 1,001
江田島市消防本部	24,339	639	13,723	9,976	16,854	△ 7,485	374	△ 265	8,866	△ 4,857	7,614	△ 2,362
府中町消防本部	51,053	2,676	36,580	11,797	50,359	△ 694	2,345	△ 331	34,551	△ 2,029	13,463	1,666
北広島町消防本部	18,918	564	11,270	7,084	15,740	△ 3,178	422	△ 142	8,922	△ 2,348	6,396	△ 688
備北地区消防組合	90,615	3,201	53,585	33,829	73,411	△ 17,204	2,405	△ 796	40,057	△ 13,528	30,949	△ 2,880
福山地区消防組合	514,097	22,616	348,227	143,253	496,935	△ 17,162	19,814	△ 2,802	325,276	△ 22,952	151,845	8,592
県計	2,843,990	121,534	1,940,178	782,278	2,689,284	△ 154,706	102,521	△ 19,014	1,756,191	△ 183,987	830,572	48,294

	平成27年(2015年)				令和22年(2040年)							
	総人口	5歳未満	5~64歳	65歳以上	総人口		5歳未満		5~64歳		65歳以上	
					増減	増減	増減	増減	増減	増減		
広島市消防局	1,266,291	58,084	903,108	305,099	1,207,277	△ 59,014	48,252	△ 9,833	768,652	△ 134,456	390,374	85,275
呉市消防局	228,552	8,050	143,789	76,713	161,648	△ 66,904	5,074	△ 2,976	94,348	△ 49,441	62,226	△ 14,487
三原市消防本部	112,531	4,145	70,305	38,081	81,972	△ 30,559	2,523	△ 1,622	44,815	△ 25,489	34,634	△ 3,447
尾道市消防局	138,626	4,808	86,422	47,396	102,268	△ 36,358	3,174	△ 1,634	59,168	△ 27,254	39,926	△ 7,469
大竹市消防本部	27,865	1,051	17,511	9,303	20,211	△ 7,654	651	△ 400	11,239	△ 6,272	8,321	△ 982
東広島市消防局	227,325	10,050	160,663	56,612	207,087	△ 20,238	8,243	△ 1,807	133,304	△ 27,358	65,540	8,928
廿日市市消防本部	114,290	4,687	77,872	31,732	107,841	△ 6,449	3,683	△ 1,004	64,876	△ 12,995	39,282	7,551
安芸高田市消防本部	29,488	960	17,123	11,405	20,867	△ 8,621	648	△ 312	10,858	△ 6,265	9,361	△ 2,044
江田島市消防本部	24,339	639	13,723	9,976	12,560	△ 11,779	265	△ 374	6,494	△ 7,229	5,801	△ 4,175
府中町消防本部	51,053	2,676	36,580	11,797	48,689	△ 2,364	2,264	△ 412	31,725	△ 4,855	14,700	2,903
北広島町消防本部	18,918	564	11,270	7,084	13,889	△ 5,029	370	△ 194	7,566	△ 3,704	5,953	△ 1,131
備北地区消防組合	90,615	3,201	53,585	33,829	63,215	△ 27,400	2,100	△ 1,101	33,313	△ 20,272	27,802	△ 6,027
福山地区消防組合	514,097	22,616	348,227	143,253	472,996	△ 41,101	18,981	△ 3,635	297,955	△ 50,273	156,060	12,807
県計	2,843,990	121,534	1,940,178	782,278	2,520,520	△ 323,470	96,228	△ 25,306	1,564,313	△ 375,865	859,979	77,701

※ 公益財団法人中国地域創造研究センターへの委託調査結果

※ 平成27年(2015年)は国勢調査の実績値、令和12年(2030年)・令和22年(2040年)はコーホート要因法により推計

(2) 将来の消防（火災及び救助）・救急需要の推計

本県の消防（火災及び救助）出動件数は、実績値（平成27年〔2015年〕～平成29年〔2017年〕の平均）に比べ、令和12年（2030年）には2,383件で、131件の減少、令和22年（2040年）には2,230件で、284件の減少が見込まれており、全ての消防本部で件数が減少すると推計されています。

一方、救急出動件数は、実績値（平成28年〔2016年〕～平成30年〔2018年〕の平均）に比べ、令和12年（2030年）には約15.1万件で、約1.8万件の増加、令和22年（2040年）には約15.2万件で、約1.9万件の増加が見込まれており、高齢者が増加あるいは高齢者の減少が少ない消防本部で件数が増加すると推計されています。

消防（火災及び救助）・救急出動件数の将来推計結果

	消防（火災及び救助）出動件数					救急出動件数				
	実績	令和12年（2030年）		令和22年（2040年）		実績	令和12年（2030年）		令和22年（2040年）	
	（平成27〔2015〕-平成29〔2017〕年平均）		増減		増減	（平成28〔2016〕-平成30〔2018〕年平均）		増減		増減
広島市消防局	1,192	1,182	△10	1,132	△59	59,865	73,315	13,450	76,403	16,538
呉市消防局	117	97	△20	84	△33	11,050	10,651	△400	9,486	△1,564
三原市消防本部	119	100	△19	86	△33	5,260	5,272	13	4,983	△276
尾道市消防局	97	83	△14	73	△25	7,296	7,123	△173	6,551	△745
大竹市消防本部	21	18	△3	15	△6	1,478	1,572	94	1,461	△17
東広島市消防局	271	260	△11	245	△26	9,035	10,470	1,435	10,704	1,669
廿日市市消防本部	71	70	△1	67	△4	5,375	6,342	967	6,663	1,287
安芸高田市消防本部	41	34	△7	29	△12	1,504	1,450	△53	1,336	△168
江田島市消防本部	25	17	△7	13	△12	1,567	1,263	△303	983	△583
府中町消防本部	39	38	△1	37	△2	2,176	2,531	355	2,617	441
北広島町消防本部	32	27	△5	24	△8	1,057	949	△108	879	△178
備北地区消防組合	109	90	△19	77	△32	4,286	4,044	△242	3,746	△540
福山地区消防組合	381	367	△14	347	△33	22,721	25,672	2,951	25,775	3,054
県計	2,514	2,383	△131	2,230	△284	132,669	150,655	17,986	151,588	18,919

※ 公益財団法人中国地域創造研究センターへの委託調査結果

※ 令和12年（2030年）・令和22年（2040年）は人口当たり出動件数の実績値（3か年平均）と推計人口を基に推計

IV 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的事項について

1 消防の広域化の必要性

市町の消防の現況及び人口減少等将来の見通しを鑑みると、市町の消防の体制の整備及び確立を図るためには、市町の消防の広域化を進め、本部機能統合等の効果による消防・救急隊員等現場要員の増員、予防担当者や救急救命士など専門要員の養成、財政基盤拡大による特殊で高価な消防車両や資機材の計画的整備など、スケールメリットを実現することが極めて有効です。

本県においても、これまでも市町の消防の広域化が推進されてきたところですが、県内の約半数の6消防本部が、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にあります。

このため、市町の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町の消防の広域化を推進することが必要であると考えられます。

2 広域化による効果

消防の広域化により消防本部の規模が拡大することにより、具体的には次のようなメリットが考えられます。

【消防サービス面】

- ・ 一消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数が充実するとともに、自らの消防本部で増援体制が組めることから、統一的な指揮の下、迅速かつ効果的な部隊運用が可能となり、大規模災害への対応力の強化が見込まれる
- ・ 広域化による総務部門や通信指令業務の効率化により生じた人員を、住民サービスを直接担当する部門に配置することが可能となる
- ・ 一消防本部の職員数が増加することにより、消防隊の増強はもとより、特に近年著しく高度化している予防業務や救急業務について、担当職員の専門化や専任化が図られ、より質の高い消防サービスの提供が可能となる
- ・ 消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署所の配置及び管轄区域の適正化が容易となり、現場到着時間の短縮等の効果が期待できる

【人事管理面】

- ・ 職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になる
- ・ 職務経験の不足や単線的な昇進ルートの解消が図られる
- ・ 計画的な研修計画が立てられ、職員の質の向上が図られる

【財政運営面】

- ・ 広域化により財政規模が拡大するため、消防施設設備の計画的な整備が可能となる
- ・ 重複投資等の回避により、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能となる
- ・ 小規模な消防本部では整備が困難な高度な車両等の計画的な整備が可能となる

3 広域化シミュレーション調査

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（平成30年4月1日消防第81号消防庁長官通知）では、広域化の具体的な効果の検証について、「例えば、全県一区など、広域的な消防体制を取った場合の救急車の現場到着時間の短縮効果等のシミュレーションを行うこと等が有効である。」ことが示されました。

これを受け、県は、消防の広域化による「人員配置の試算」、「人件費の試算」、「出動範囲等の変化とメリットが生じる地域、住民数の試算」及び「初動の消防力、増援体制」について、各消防本部のデータを基にシミュレーションを行い、本推進計画の見直しの検討をしました。

なお、シミュレーション調査結果については、巻末に参考資料として掲載しています。

V 広域化対象市町の組合せ

1 本推進計画における組合せ

本推進計画の「5ブロック」の組合せは、地域の地理的・社会的状況、二次保健医療圏等との整合性について配慮し、消防の広域化による様々なスケールメリットを活かした、消防サービスの向上が期待できる組合せとして設定したものです。

国の基本指針においては、消防の広域化の規模について、一般論としては消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましく、「全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える」としています。また、管轄人口おおむね30万以上の規模を一つの目標としながらも、地域の事情を十分に考慮し、規模目標にこだわることなく、着実に小規模消防本部の広域化を推進していく必要があるとしており、本県においても、引き続き、地域の特性やスケールメリットを考慮した組合せによる消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。

今回、本推進計画の見直しについて、国の基本指針や市町（消防本部）の意向等を踏まえて検討・協議した結果、単独消防、現行体制の維持、本推進計画の「5ブロック」、全県一区などを支持する意向に分かれており、本推進計画の広域化対象市町の組合せを見直すべきという共通認識には至っていないことから、本推進計画の「5ブロック」を継続し、引き続き、広域化の推進に向けた検討を続けていくとともに、広域化の検討の具体的な取組として、県がリーダーシップをとって、消防の連携・協力を推進していくことにより、広域化につなげてまいります。

また、本県の将来像についても、引き続き、どのような組合せによる広域化を将来目指すべき姿とするかなどについて、県がリーダーシップをとって、市町（消防本部）と検討・協議を行うなど、長期的視点に立った将来像の検討を続けてまいります。

2 消防広域化重点地域の指定


消防広域化重点地域の指定については、関係市町（消防本部）の同意が得られた後に指定すべきと考えられることから、広域化の機運が高まり、組合せや方針が具体化した段階で、本推進計画を変更し、指定いたします。

なお、可能な限り速やかな指定が行えるよう、本推進計画の変更に伴う手続きについては、柔軟かつ弾力的な運用に努めます。

3 地域ブロック別の状況

地域	人口(千人)	面積(k㎡)	消防本部	構成市町	人口(千人)	職員数(人)
西部地域	1,507	3,074	広島市	広島市, 海田町, 坂町, 熊野町, 安芸太田町, (旧吉和村)	1,266	1,335
			大竹市	大竹市	28	47
			廿日市市	廿日市市 (旧吉和村除く)	114	193
			安芸高田市	安芸高田市	29	58
			府中町	府中町	51	59
			北広島町	北広島町	19	59
中南部地域	480	1,250	呉市	呉市	229	382
			東広島市	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	227	295
			江田島市	江田島市	24	70
北部地域	91	2,025	備北地区	三次市, 庄原市	91	213
中東部地域	252	1,035	三原市	三原市, 世羅町	113	169
			尾道市	尾道市	139	206
東部地域	514	1,096	福山地区	福山市, 府中市, 神石高原町	514	581
計	2,844	8,480	13	23	2,844	3,667

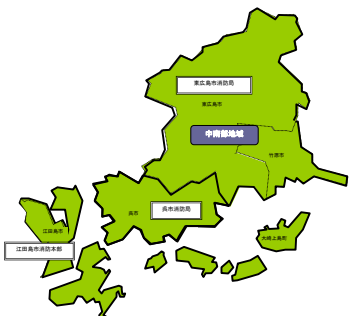
【西部地域】

構成市町	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 坂町, 熊野町, 北広島町, 安芸太田町の4市6町	
幹線道路網	中国縦貫自動車道, 山陽自動車道, 中国横断自動車道広島浜田線の高規格幹線道路のほか, 地域高規格道路や一般国道などが網の目のように整備されている。	
二次保健医療圏等	当地域は, 広島二次保健医療圏と広島西二次保健医療圏とで構成される。入院需要の98.42%が当地域内で賄われており, 1.58%が他の二次保健医療圏に流出(呉1.20%, 広島中央0.20%, 備北0.18%)している。当地域内では, 広島西圏域から広島圏域に16.91%の入院患者が流出している。	
人口規模等	管内人口: 151万人 消防本部数: 6本部 職員数: 1,751人 消防費総額: 196億円	

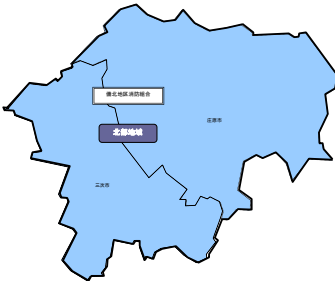
※消防費総額は, 市町消防費の平成30年度決算額(以下同じ)

※入院患者の流出状況は, レセプト情報・特定健診等情報データベース(通称:ナショナルデータベース(NDB))による平成29年度分析結果(平成28年度診療分, 以下同じ)

【中南部地域】

構成市町	呉市，竹原市，東広島市，江田島市，大崎上島町の4市1町	
幹線道路網	山陽自動車道のほか，広島呉道路や一般国道などが整備され，また，東広島・呉自動車道が供用開始されるなど，地域内を結ぶ幹線道路の整備が進んでいる。地域内には多くの島嶼部があるが，江田島市とは音戸・倉橋を經由して，また旧蒲刈・下蒲刈町とも橋で結ばれている。	
二次保健医療圏等	当地域は，呉二次保健医療圏と広島中央二次保健医療圏とで構成される。入院需要の93.26%が当地域内で賄われており，6.74%が他の二次保健医療圏に流出（広島5.20%，尾三1.54%）している。当地域内では，広島中央圏域から呉圏域に14.08%の入院患者が流出している。	
人口規模等	管内人口：48.0万人 消防本部数：3本部 職員数：747人 消防費総額：101億円	

【北部地域】

構成市町	三次市，庄原市の2市	
幹線道路網	東西に中国縦貫自動車道，南北には複数の一般国道が整備され，また，中国横断自動車道尾道松江線が供用を開始した。	
二次保健医療圏等	当地域は，備北二次保健医療圏と一致する。入院需要の90.80%が当地域内で賄われており，9.20%が他の二次保健医療圏に流出（広島5.09%，尾三2.13%，福山・府中1.99%）している。	
人口規模等	管内人口規模：9.1万人 消防本部数：1本部 職員数：213人 消防費総額：41億円	

【中東部地域】

構成市町	尾道市，三原市，世羅町の2市1町	
幹線道路網	山陽自動車道のほか，本州四国連絡道路尾道・今治ルートが整備され，また，中国横断道尾道松江線が整備され，地域内を結ぶ幹線道路の整備が進んでいる。	
二次保健医療圏等	当地域は，尾三二次保健医療圏と一致する。 入院需要の94.08%が当地域内で賄われており，5.92%が他の二次保健医療圏に流出（福山・府中4.70%，広島中央0.62%，広島0.60%）している。	
人口規模等	管内人口：25.2万人 消防本部数：2本部 職員数：375人 消防費総額：51億円	

【東部地域】

構成市町	福山市，府中市，神石高原町の2市1町	
幹線道路網	東西に山陽自動車道，一般国道の2号，486号，南北に一般国道182号があり，これらの主要幹線を中心に道路網が整備されている。	
二次保健医療圏等	当地域は，福山・府中二次保健医療圏と一致する。 入院需要の93.36%が当地域内で賄われており，6.64%が他の二次保健医療圏に流出（尾三6.08%，備北0.42%，広島0.14%）している。	
人口規模等	人口：51.4万人 消防本部数：1本部 消防職員数：581人 消防費総額：128億円	

VI 消防の連携・協力の推進について

1 意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策ですが、組織の統合に向けた調整等、その実現には相当の時間を要することから、消防の広域化の推進に向けた検討と同時に、可能な消防の連携・協力については、本推進計画に位置付け、広域化の検討の具体的な取組として、県がリーダーシップをとって、早期実施に向けた取組を推進していく必要があります。

2 連携・協力対象市町の指定

連携・協力対象市町の指定については、取組項目に応じた組合せに柔軟に対応するため、全ての市町（消防本部）を対象とします。

3 取組項目

取組項目の例として、

- ・ 高機能消防指令センターの共同整備・運用
- ・ 消防艇・救急艇の共同整備・運用

などが考えられ、その他の連携・協力についても必要に応じて取り組むこととします。

VII 消防の広域化を推進するための県の役割について

1 県の役割

本推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進のため、県においては次のような取組を行います。

(1) 市町に対する県の関わり

消防の広域化の実現に向けて、県としても今後も幅広く関わり、「市町（消防本部）からの要請に基づき進めて行く」という方法ではなく、県がリーダーシップをとって、ニーズの把握等に努め、関係市町（消防本部）間の検討・協議の場を設けるなど、広域化の検討を続けてまいります。

また、「広域消防運営計画」の作成協議等にも積極的に参画し、関係市町（消防本部）間の調整等必要な支援を行います。

消防の連携・協力については、広域化につながる起点となるものであることから、県がリーダーシップをとって、ニーズの把握等に努め、関係市町（消防本部）間の検討・協議に参画し、必要な調整、情報の提供等積極的な支援を行い、消防の連携・協力を推進していきます。

なお、国の支援策の充実や財源の確保については、他の都道府県とも連携を取りながら、引き続き国に要請していきます。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

消防の広域化及び連携・協力の推進については、市町、消防関係者及び住民等の理解と協力を得て進めていくことが重要です。

このため、県は、市町間の積極的な調整や、相談体制の充実、並びに市町関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等に取り組んでまいります。

VIII 広域化後の消防の円滑な運用の確保について

1 広域化後の消防の体制整備

消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要です。

2 構成市町等間の関係

広域化対象市町は広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなっていますが、「広域消防運営計画」の作成にあたっては、対象となる消防本部、関係市町、消防団など、市町関係者の十分な議論が必要です。

消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、組合の構成市町又は受託市町若しくは委託市町（以下「構成市町等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町等の協議により選択することが必要となります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要です。そのためには、次のような事項について、構成市町等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効です。

(1) 組合の方式による場合

- ア 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- イ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ウ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- エ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- オ 災害時等に構成市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- カ 構成市町間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- キ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ア 委託料に係る基本的なルール
- イ 災害時等に委託市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ウ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

IX 市町の防災に係る関係機関相互間の連携について

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、この度の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、市町ごとに設置されることとなります。

このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があり、具体的には次のような方策が考えられます。

- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町等の消防団と、当該構成市町等の区域内の消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保 等

2 市町防災担当部局との連携の確保

市町の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが大切です。

このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があり、具体的には次のような方策が考えられます。

- ・ 各構成市町等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 各構成市町等と当該構成市町等の区域内の消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

以上のように、消防広域化に伴い、消防団や防災関係部局との連携確保が一層重要になりますが、常備消防とそれぞれの機関の役割分担にも考慮することが必要であると考えます。

参 考 资 料

広域化シミュレーション調査結果(公益財団法人中国地域創造研究センターへの委託調査結果)

1 広域化による人員配置の試算

広域化後の本部(局)職員数及び署所職員数について、本部機能の統合や指令の共同運用による効率化により、本部(局)職員、署所の通信業務職員の減員が可能となることから、4つのパターンを想定し試算しました。

【試算の考え方】

- ・ 署所職員数：「通信」を0とし、その他の業務は現職員数を維持
 - ・ 本部(局)職員数：広域化に伴い、本部(局)では、機能統合等による効率化により、職員数の減少が見込まれることから、下記の4つのパターンにより仮定
 - シミュレーション①：現消防本部のうち最も多い職員数
 - シミュレーション②：現消防本部の合計職員数の70%
 - シミュレーション③：現消防本部の合計職員数の60%
 - シミュレーション④：現消防本部の合計職員数の45% (他県の事例)
- シミュレーションの考え方：シミュレーション①は業務ごとに現消防本部のうち最も多い職員数を配置したもの、シミュレーション④は消防広域化を達成した他県事例を参考にしたもの、シミュレーション②及びシミュレーション③は、比較のため、シミュレーション①とシミュレーション④を補間する指標として仮に設定した数値であり、いずれのシミュレーションも、具体的な業務量から積算した人役を算出したものではない。
- ・ 複数の業務を兼務する職員は業務数に応じて職員数を按分しているため、所掌業務別人員は消防吏員数と一致しない。
 - (例：救助と救急を兼務⇒救助：0.5人、救急0.5人として計上)
 - ・ 本部(局)と署所を兼務する職員は考慮していない。

人員配置の試算結果（5ブロック①）

			所掌業務別人員（人役）								消防吏員数 （人）
			統括	総務	警防	救助	救急	予防	通信	消防団	
西部地域	現況	本部（局）	10	54	47	9	21	45	51	12	248
		署所	72	73	640	150	380	149	6	23	1,493
		消防本部合計	82	127	686	159	401	194	57	35	1,741
	シミュレーション①	本部（局）	2	34	36	4	10	21	27	7	141
		署所	72	73	640	150	380	149	0	23	1,487
		消防本部合計	74	107	676	153	390	170	27	30	1,627
	本部：最大 (56.6%)	増減	▲ 8	▲ 20	▲ 11	▲ 5	▲ 11	▲ 24	▲ 30	▲ 5	▲ 114
	シミュレーション②	本部（局）	7	38	33	6	15	32	35	9	174
		署所	72	73	640	150	380	149	0	23	1,487
		消防本部合計	79	111	672	156	395	181	35	31	1,660
	増減	▲ 3	▲ 16	▲ 14	▲ 3	▲ 6	▲ 14	▲ 22	▲ 4	▲ 81	
	シミュレーション③	本部（局）	6	32	28	5	13	27	30	7	149
		署所	72	73	640	150	380	149	0	23	1,487
		消防本部合計	78	106	668	155	393	176	30	30	1,636
	増減	▲ 4	▲ 21	▲ 19	▲ 4	▲ 8	▲ 18	▲ 27	▲ 5	▲ 106	
	シミュレーション④	本部（局）	5	24	21	4	9	20	23	5	112
署所		72	73	640	150	380	149	0	23	1,487	
消防本部合計		76	98	661	154	390	170	23	28	1,598	
増減	▲ 6	▲ 29	▲ 26	▲ 5	▲ 11	▲ 25	▲ 34	▲ 7	▲ 143		
中南部地域	現況	本部（局）	7	23	11	5	9	14	42	10	120
		署所	25	15	228	103	183	26	9	0	588
		消防本部合計	32	37	238	108	192	40	50	10	708
	シミュレーション①	本部（局）	3	16	5	3	3	7	20	4	61
		署所	25	15	228	103	183	26	0	0	579
		消防本部合計	28	30	233	106	186	33	20	4	640
	本部：最大 (50.9%)	増減	▲ 4	▲ 7	▲ 5	▲ 2	▲ 6	▲ 7	▲ 30	▲ 6	▲ 68
	シミュレーション②	本部（局）	5	16	7	4	6	10	29	7	84
		署所	25	15	228	103	183	26	0	0	579
		消防本部合計	30	30	235	107	189	36	29	7	663
	増減	▲ 2	▲ 7	▲ 3	▲ 2	▲ 3	▲ 4	▲ 21	▲ 3	▲ 45	
	シミュレーション③	本部（局）	4	14	6	3	5	8	25	6	72
		署所	25	15	228	103	183	26	0	0	579
		消防本部合計	29	28	234	106	189	35	25	6	651
	増減	▲ 3	▲ 9	▲ 4	▲ 2	▲ 4	▲ 6	▲ 25	▲ 4	▲ 57	
	シミュレーション④	本部（局）	3	10	5	2	4	6	19	4	54
署所		25	15	228	103	183	26	0	0	579	
消防本部合計		28	25	233	105	187	33	19	4	633	
増減	▲ 4	▲ 12	▲ 6	▲ 3	▲ 5	▲ 8	▲ 32	▲ 5	▲ 75		

人員配置の試算結果（5ブロック②）

			所掌業務別人員（人役）								消防吏員数 （人）
			統括	総務	警防	救助	救急	予防	通信	消防団	
北部地域	現況	本部（局）	1	6	2	2	2	7	12	0	31
		署所	19	29	39	20	29	44	0	0	179
		消防本部合計	20	35	41	21	30	51	12	0	210
中東部地域	現況	本部（局）	4	10	11	1	3	15	19	3	64
		署所	9	6	101	43	102	51	0	0	312
		消防本部合計	13	15	112	44	105	65	19	3	376
	シミュレーション①	本部（局）	3	5	9	1	2	9	19	2	49
		署所	9	6	101	43	102	51	0	0	312
	本部：最大 (76.8%)	消防本部合計	12	11	110	44	104	60	19	2	361
		増減	▲2	▲5	▲1	0	▲1	▲5	0	▲1	▲15
	シミュレーション②	本部（局）	3	7	7	0	2	10	19	2	51
		署所	9	6	101	43	102	51	0	0	312
	本部：70%	消防本部合計	12	12	108	44	104	61	19	2	363
		増減	▲1	▲3	▲3	▲0	▲1	▲4	0	▲1	▲13
	シミュレーション③	本部（局）	2	6	6	0	2	9	19	2	46
		署所	9	6	101	43	102	51	0	0	312
	本部：60%	消防本部合計	12	11	107	44	104	59	19	2	358
		増減	▲2	▲4	▲4	▲0	▲1	▲6	0	▲1	▲18
	シミュレーション④	本部（局）	2	4	5	0	1	7	19	1	39
		署所	9	6	101	43	102	51	0	0	312
	本部：45%	消防本部合計	11	10	106	44	103	57	19	1	351
		増減	▲2	▲5	▲6	▲0	▲2	▲8	0	▲2	▲25
	東部地域	現況	本部（局）	1	27	5	3	3	13	21	5
署所			11	8	273	63	104	44	0	0	502
消防本部合計			12	35	278	66	107	57	21	5	582
合計	現況	本部（局）	23	119	75	20	38	94	145	30	543
		署所	136	130	1,281	379	798	314	15	23	3,074
		消防本部合計	159	249	1,355	398	836	408	160	53	3,617
	シミュレーション①	本部（局）	10	88	57	12	21	57	99	17	361
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
	本部：最大 (66.6%)	消防本部合計	146	217	1,338	391	819	371	99	40	3,421
		増減	▲14	▲31	▲17	▲7	▲17	▲37	▲60	▲13	▲196
	シミュレーション②	本部（局）	17	93	54	15	28	72	117	23	419
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
	本部：70%	消防本部合計	153	223	1,335	394	826	386	117	45	3,478
		増減	▲6	▲26	▲20	▲4	▲10	▲22	▲43	▲7	▲139
	シミュレーション③	本部（局）	15	85	48	14	25	65	108	20	378
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
	本部：60%	消防本部合計	151	214	1,328	392	823	378	108	43	3,437
		増減	▲8	▲34	▲27	▲6	▲13	▲30	▲52	▲10	▲180
	シミュレーション④	本部（局）	12	72	37	12	20	53	94	16	316
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
	本部：45%	消防本部合計	148	201	1,318	390	818	367	94	39	3,375
		増減	▲12	▲47	▲37	▲8	▲18	▲41	▲66	▲14	▲242

人員配置の試算結果（全県一区）

			所掌業務別人員（人役）								消防吏員数 （人）
			統括	総務	警防	救助	救急	予防	通信	消防団	
全県一区	現況	本部（局）	23	119	75	20	38	94	145	30	543
		署所	136	130	1,281	379	798	314	15	23	3,074
		消防本部合計	159	249	1,355	398	836	408	160	53	3,617
	シミュレーション①	本部（局）	3	34	36	4	10	21	27	7	142
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
		消防本部合計	139	164	1,317	382	808	335	27	30	3,201
	本部：最大 （26.1%）	増減	▲ 20	▲ 85	▲ 39	▲ 16	▲ 28	▲ 73	▲ 133	▲ 23	▲ 416
	シミュレーション②	本部（局）	16	83	52	14	26	66	101	21	380
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
		消防本部合計	152	213	1,333	392	825	380	101	44	3,439
	本部：70%	増減	▲ 7	▲ 36	▲ 22	▲ 6	▲ 11	▲ 28	▲ 58	▲ 9	▲ 178
	シミュレーション③	本部（局）	14	71	45	12	23	56	87	18	326
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
		消防本部合計	150	201	1,325	390	821	370	87	41	3,385
	本部：60%	増減	▲ 9	▲ 48	▲ 30	▲ 8	▲ 15	▲ 38	▲ 73	▲ 12	▲ 232
	シミュレーション④	本部（局）	10	54	34	9	17	42	65	13	244
		署所	136	130	1,281	379	798	314	0	23	3,059
		消防本部合計	147	183	1,314	387	815	356	65	36	3,303
	本部：45%	増減	▲ 13	▲ 65	▲ 41	▲ 11	▲ 21	▲ 52	▲ 94	▲ 16	▲ 314

2 広域化による人件費の試算

広域化後の給与、手当、賞与（期末手当・勤勉手当）について、給与水準の統一が想定されることから、現消防本部のうち、最も高い平均額等により試算しました。

【試算の考え方】

広域化に伴い、給与水準の統一が想定されることから、現消防本部のうち、最も高い平均額等により試算。

- ・ 給与：現消防本部のうち最も高い平均月額×職員数×12 カ月
- ・ 手当：現消防本部全体の平均月額×支給延べ人数
- ・ 勤勉手当・期末手当：現消防本部のうち最も高い平均年額×支給延べ人数
- ・ 広域化後想定は、広域化による職員の減少はない（本部等の減員分をすべて現場要員として配置する）ものとして算出
- ・ 「参考」は、「1 広域化による人員配置の試算」結果（シミュレーション①～④）の職員数（減員可能な最大数）により算出

人件費の試算結果（5ブロック）

		給与		手当		期末手当・勤勉手当		総人件費（百万円/年）		
		平均月額 （千円）	年総額 （百万円）	平均月額 （千円）	年総額 （百万円）	平均年額 （千円）	年総額 （百万円）		増減	
西部地域	現況	396	8,150	17	2,173	748	2,558	12,881	-	
	広域化後想定	403	8,275	17	2,173	796	2,723	13,171	291	
	参考	職員数sim①	403	7,724	17	2,029	796	2,542	12,295	▲ 586
		職員数sim②	403	7,885	17	2,071	796	2,595	12,550	▲ 331
		職員数sim③	403	7,765	17	2,039	796	2,555	12,360	▲ 521
職員数sim④		403	7,585	17	1,992	796	2,496	12,073	▲ 808	
中南部地域	現況	400	3,337	15	660	761	1,038	5,034	-	
	広域化後想定	400	3,338	15	660	770	1,050	5,048	13	
	参考	職員数sim①	400	3,014	15	596	770	948	4,558	▲ 477
		職員数sim②	400	3,124	15	618	770	983	4,724	▲ 310
		職員数sim③	400	3,066	15	606	770	965	4,637	▲ 397
職員数sim④		400	2,980	15	589	770	938	4,507	▲ 528	
北部地域	現況	343	866	12	137	669	277	1,279	-	
中東部地域	現況	402	1,793	15	355	791	585	2,734	-	
	広域化後想定	402	1,796	15	355	796	589	2,741	7	
	参考	職員数sim①	402	1,725	15	341	796	566	2,631	▲ 102
		職員数sim②	402	1,731	15	342	796	568	2,641	▲ 93
		職員数sim③	402	1,710	15	338	796	561	2,608	▲ 126
職員数sim④		402	1,677	15	332	796	550	2,558	▲ 175	
東部地域	現況	392	2,586	16	528	761	831	3,945	-	
合計	現況	394	16,731	16	3,853	752	5,289	25,874	-	
	広域化後想定	397	16,861	16	3,853	778	5,470	26,184	311	
	参考	職員数sim①	397	15,915	16	3,630	778	5,163	24,709	▲ 1,165
		職員数sim②	397	16,192	16	3,696	778	5,253	25,140	▲ 733
		職員数sim③	397	15,993	16	3,648	778	5,188	24,829	▲ 1,044
職員数sim④		397	15,694	16	3,578	778	5,091	24,363	▲ 1,511	

人件費の試算結果（全県一区）

		給与		手当		期末手当・勤勉手当		総人件費（百万円/年）		
		平均月額 （千円）	年総額 （百万円）	平均月額 （千円）	年総額 （百万円）	平均年額 （千円）	年総額 （百万円）		増減	
全県一区	現況	394	16,731	16	3,853	752	5,289	25,874	-	
	広域化後想定	403	17,105	16	3,853	796	5,595	26,554	680	
	参考	職員数sim①	403	15,095	16	3,400	796	4,938	23,433	▲ 2,441
		職員数sim②	403	16,247	16	3,660	796	5,315	25,221	▲ 653
		職員数sim③	403	15,984	16	3,601	796	5,229	24,814	▲ 1,060
職員数sim④		403	15,591	16	3,512	796	5,100	24,203	▲ 1,670	

3 広域化による出動範囲等の変化とメリットが生じる地域、住民数の試算

広域化後の現場到着時間の短縮効果について、現在の最寄りの署所からの到着時間と、隣接する他市町の最寄りの署所からの到着時間を試算し、到着時間が短縮される地域の面積割合、対象人口、出動件数、総短縮時間、平均短縮時間を算出しました。

【試算の考え方】

- 広域化に伴い、最寄りの署所が変化するエリアをメリットが生じる地域として抽出する。
- これらの地域において、短縮される現場到着時間を算出するとともに、影響がある出動件数及び住民数を算出する。
- 上記の算出は、すべて500mメッシュ単位で行う。

現場到着時間は、500mメッシュの中心点から最寄りの署所までの時間距離をGISソフトにより算出

短縮効果の各指標は、広域化により現場到着時間が短縮される500mメッシュについて、下記により算出

(人口及び消防・救急出動件数は、平成27年〔2015年〕国勢調査による推計値及び令和12年〔2030年〕・令和22年〔2040年〕の推計値を使用)

- ・ 面積割合：メッシュ数÷消防・救急需要のあるメッシュ数
- ・ 対象人口：メッシュごとの人口の合計
- ・ 出動件数：メッシュごとの（消防出動件数＋救急出動件数）の合計
- ・ 総短縮時間：メッシュごとの短縮時間×出動件数の合計
- ・ 平均短縮時間：メッシュごとの総短縮時間÷出動件数

現場到着時間短縮効果（県合計）

	5ブロック					全県一区				
	面積割合	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間	面積割合	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間
平成27年 (2015年)	2.6%	44,163人	2,047件	3,904分	1.9分	7.0%	68,614人	3,295件	8,265分	2.5分
令和12年 (2030年)		44,642人	2,566件	4,444分	1.7分		67,251人	3,862件	9,101分	2.4分
令和22年 (2040年)		41,927人	2,608件	4,378分	1.7分		61,933人	3,842件	8,678分	2.3分

現場到着時間短縮効果（消防本部別，平成 27 年〔2015 年〕）

平成27年（2015年）	5ブロック				全県一区				
	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間	
西部地域	広島市消防局	10,900人	503件	824分	1.6分	12,373人	551件	1,046分	1.9分
	大竹市消防本部	1,332人	88件	217分	2.5分	1,332人	88件	217分	2.5分
	廿日市市消防本部	4,294人	200件	101分	0.5分	4,294人	200件	101分	0.5分
	安芸高田市消防本部	4,012人	216件	904分	4.2分	5,157人	282件	1,141分	4.0分
	府中町消防本部	13,311人	527件	723分	1.4分	13,311人	527件	723分	1.4分
	北広島町消防本部	358人	24件	20分	0.8分	358人	24件	20分	0.8分
	小計	34,207人	1,558件	2,789分	1.8分	36,825人	1,672件	3,248分	1.9分
中南部地域	呉市消防局	110人	7件	1分	0.1分	1,113人	46件	33分	0.7分
	東広島市消防局	7,168人	335件	711分	2.1分	8,292人	403件	815分	2.0分
	江田島市消防本部	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	7,278人	342件	712分	2.1分	9,405人	449件	848分	1.9分
北部地域	備北地区消防組合	-	-	-	-	1,206人	70件	159分	2.3分
中東部地域	三原市消防本部	2,662人	146件	398分	2.7分	8,481人	451件	1,918分	4.3分
	尾道市消防局	16人	1件	5分	5.0分	6,360人	338件	1,416分	4.2分
	小計	2,678人	147件	403分	2.7分	14,841人	789件	3,334分	4.2分
東部地域	福山地区消防組合	-	-	-	-	6,337人	315件	676分	2.1分
	合計	44,163人	2,047件	3,904分	1.9分	68,614人	3,295件	8,265分	2.5分

現場到着時間短縮効果（消防本部別，令和12年〔2030年〕・令和22年〔2040年〕）

令和12年（2030年）		5ブロック				全県一区			
		対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間
西部地域	広島市消防局	10,877人	674件	937分	1.4分	12,297人	720件	1,157分	1.6分
	大竹市消防本部	1,185人	78件	248分	3.2分	1,185人	78件	248分	3.2分
	廿日市市消防本部	5,182人	294件	181分	0.6分	5,182人	294件	181分	0.6分
	安芸高田市消防本部	2,976人	178件	725分	4.1分	4,995人	305件	1,267分	4.2分
	府中町消防本部	13,828人	685件	912分	1.3分	13,828人	685件	912分	1.3分
	北広島町消防本部	338人	23件	20分	0.9分	338人	23件	20分	0.9分
	小計	34,386人	1,932件	3,023分	1.6分	37,825人	2,105件	3,785分	1.8分
中南部地域	呉市消防局	106人	9件	3分	0.3分	1,107人	58件	42分	0.7分
	東広島市消防局	7,681人	473件	991分	2.1分	8,887人	557件	1,203分	2.2分
	江田島市消防本部	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	7,787人	482件	994分	2.1分	9,994人	615件	1,245分	2.0分
北部地域	備北地区消防組合	-	-	-	-	964人	62件	128分	2.1分
中東部地域	三原市消防本部	2,435人	150件	414分	2.8分	7,626人	476件	2,042分	4.3分
	尾道市消防局	34人	2件	13分	6.5分	6,381人	358件	1,331分	3.7分
	小計	2,469人	152件	427分	2.8分	14,007人	834件	3,373分	4.0分
東部地域	福山地区消防組合	-	-	-	-	4,461人	246件	570分	2.3分
合計		44,642人	2,566件	4,444分	1.7分	67,251人	3,862件	9,101分	2.4分

令和22年（2040年）		5ブロック				全県一区			
		対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間	対象人口	出動件数	総短縮時間	平均短縮時間
西部地域	広島市消防局	10,249人	683件	930分	1.4分	11,578人	729件	1,152分	1.6分
	大竹市消防本部	1,082人	74件	263分	3.5分	1,082人	74件	263分	3.6分
	廿日市市消防本部	5,259人	341件	220分	0.6分	5,259人	341件	220分	0.6分
	安芸高田市消防本部	2,447人	151件	618分	4.1分	4,144人	265件	1,104分	4.2分
	府中町消防本部	13,239人	716件	943分	1.3分	13,239人	716件	943分	1.3分
	北広島町消防本部	278人	20件	18分	0.9分	278人	20件	18分	0.9分
	小計	32,554人	1,985件	2,992分	1.5分	35,580人	2,145件	3,700分	1.7分
中南部地域	呉市消防局	89人	8件	3分	0.4分	952人	51件	37分	0.7分
	東広島市消防局	7,194人	474件	989分	2.1分	8,649人	579件	1,237分	2.1分
	江田島市消防本部	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	7,283人	482件	992分	2.1分	9,601人	630件	1,274分	2.0分
北部地域	備北地区消防組合	-	-	-	-	801人	56件	112分	2.0分
中東部地域	三原市消防本部	2,061人	139件	382分	2.7分	6,449人	441件	1,861分	4.2分
	尾道市消防局	29人	2件	12分	6.0分	5,748人	345件	1,216分	3.5分
	小計	2,090人	141件	394分	2.8分	12,197人	786件	3,077分	3.9分
東部地域	福山地区消防組合	-	-	-	-	3,754人	225件	515分	2.3分
合計		41,927人	2,608件	4,378分	1.7分	61,933人	3,842件	8,678分	2.3分

4 初動の消防力，増援体制の充実

広域化後の消防力について，規模が拡大するものとして，現況の消防力を維持したまま広域化した場合の消防力を試算しました。

【試算の考え方】

広域化に伴い，消防力の規模が拡大するものとして，現況の消防力を維持したまま広域化した場合の消防力を試算。

広域化後の消防力：現況（平成30年度消防力カード）の隊数，車両台数を維持

消防本部別消防力（現況）

		西部地域					中南部地域			北部地域	中東部地域		東部地域	
		広島市	大竹市	廿日市市	安芸高田市	府中町	北広島町	呉市	東広島市	江田島市	備北地区	三原市	尾道市	福山地区
隊数	救急隊	39	2	10	3	2	4	14	10	3	10	6	8	15
	救助隊	8	1	2	1	1	1	3	3	1	3	1	1	6
車両台数	消防ポンプ自動車	64	3	7	1	3	5	23	17	3	13	9	12	25
	はしご車	12	0	1	0	1	0	2	3	1	2	1	2	4
	化学消防車	3	1	1	1	0	1	2	3	1	2	2	1	3
	救急自動車	38	2	10	3	3	4	15	17	4	10	6	8	15
	救助工作車	8	1	2	1	1	1	3	3	1	3	1	1	5

消防本部別消防力（広域化後）

		5ブロック					全県一区
		西部地域	中南部地域	北部地域	中東部地域	東部地域	
隊数	救急隊	60	27	10	14	15	126
	救助隊	14	7	3	2	6	32
車両台数	消防ポンプ自動車	83	43	13	21	25	185
	はしご車	14	6	2	3	4	29
	化学消防車	7	6	2	3	3	21
	救急自動車	60	36	10	14	15	135
	救助工作車	14	7	3	2	5	31

消防広域化推進計画の5ブロック及び消防現況図(令和2年4月1日現在)

— 消防本部, 消防一部事務組合境界

消防一部事務組合(4市1町)

中南部ブロック
(呉, 東広島, 江田島消防)

消防本部単独設置(9市2町)

事務委託(2市6町)

北部ブロック

備北地区消防組合

庄原市

三次市

神石高原町

西部ブロック

北広島町消防本部

安芸高田市消防本部

安芸太田町

世羅町

福山地区消防組合

(廿日市市吉和)

広島市消防局

東広島市消防局

府中市

東部ブロック

尾道市消防局

福山市

廿日市市消防本部

府中町消防本部

三原市消防本部

海田町
坂町

熊野町

竹原市

大竹市消防本部

江田島市消防本部

呉市消防局

大崎上島町

中東部ブロック

中南部ブロック

